

様式1

明 細 書

作成日 令和 2年 4月 9日

更新日 令和 7年 4月 3日

1 作成者

住所(フリガナ): (〒954-0124) ニイガタケンナガオカシナカノシマ新潟県長岡市中之島773番地 バンチえちご中越農業協同 チュウエツノウギョウキョウドウ
クミアイ組合 ミナミエイノウなんかん南 ナイ宮農センター内

名称(フリガナ): オオクチ大口れんこん セイサンクミアイ生産組合

代表者(管理人)の氏名及び役職: 組合長 高橋 秀信

ウェブサイトのアドレス: なし

2 農林水産物等の区分

区分名: 第1類 農産物類

区分に属する農林水産物等: 野菜類 (れんこん)

3 農林水産物等の名称

名称(フリガナ): オオクチ大口れんこん、Okuchi Renkon

4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲: 明治22年3月31日における行政区画名としての新潟県南蒲原郡大口村、池之島村、押切新田、思川新田、大曲戸村、大曲戸新田、灰島新田、中興野、坪根村(現長岡市中之島上通地区)

5 農林水産物等の特性

「大口れんこん」は、新潟県長岡市中之島上通地区で栽培されるれんこんである。

「大口れんこん」には、調理しても白い果肉の黒紫色化が起こりにくいという特徴がある。

生産地は、古くから新潟県最大のれんこん産地として知られており、厳しい出荷基準を設け、病虫害及びキズ等による傷みがなく、れんこんの穴に一切泥がはいっていないれんこんを出荷している。

県内外の実需者から、皮を剥いたときに白く、変色しない果肉や、シャキシャキとした歯ごたえのある食感で、甘み、旨み、風味を感じられる点が高く評価され、産地指定での注文が増加しており、取引価格も上昇傾向である。

6 農林水産物等の生産の方法

「大口れんこん」の生産の方法は以下のとおりである。

(1) 品種

生産地での栽培適性等により生産者団体が選定した品種を用いる。

(2) 栽培の方法

ア 種れんこんは、生産地内で採種された無傷・無病で頂芽の充実したものを使用する。

イ 水源は生産地区内の地下水を使用し、特に定植初期は深水管理を行い水温確保に努める。

ウ 収穫は、原則として出荷前日または当日に行う。

(3) 出荷規格

病虫害被害及びキズ等による傷みがなく、れんこんの穴に一切泥が入っていないものを出荷する。

(4) 最終製品としての形態

「大口れんこん」の最終製品としての形態は、青果（れんこん）である。

7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由

稲作が盛んな越後平野に位置する中之島上通地区において、れんこんの栽培が始まったのは、生産地区特有の自然環境によるものである。

生産地区の地下には天然ガスが埋蔵され、古くからガス田開発や温泉開発などが行われていたが、窒素分を豊富に含んだ地下水は稲作に向かず、農業経営が難しい土地とされていた。

一方、れんこんは高温性植物であり、気候的に経済栽培限界は茨城県、栃木県以南と言われているが、「大口れんこん」は、生産地周辺の地下水温が市内の平均値よりもやや高く、その地下水を利用することで、栽培が可能となっている。

大正 12 年に新潟県刈羽郡刈羽村から中国系の品種「だるま（当産地の主力品種。現在、国内での生産は当生産地のみ。）」を導入し、れんこん栽培が開始され、昭和 43 年に「上通農協大口れんこん共同出荷組合（現在の大口れんこん生産組合）」が設立され、優良個体の選抜や栽培方法の確立、共選共販体制による品質向上の取組が行われてきた。

8 農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績

「大口れんこん」の名前は、大正 12 年にれんこん栽培が開始された旧大口村に由来する。

昭和 43 年に生産組織が設立され、昭和 44 年の米の生産調整も後押しとなり、生産量が拡大し、昭和 49 年には栽培面積約 40ha、生産量約 600t、販売額 1 億円に達した。

その後も、生産組合や行政が一体となって品質の向上や生産性向上に取組み、令和 2 年現在では、生産者 72 戸、栽培面積約 70ha、生産量約 1,000 t、販売額約 5 億円と北日本で最大のれんこん産地となった。

長岡市では、平成 30 年から「大口れんこん」をふるさと納税の返礼品として採用している。

また、「大口れんこん」のことを唄った「大口れんこん音頭」が昭和 48 年に製作され、現在も地域の夏祭りや小学校で演舞が行われるほか、地域の観光協会では「大口れんこ

ん」をモチーフにした「ゆるキャラ」を製作しPRを行うなど、地域を象徴する產品となっている。

9 法第13条第1項第4号ロ該当の有無等

(1) 法第13条第1項第4号ロ該当の有無

申請農林水産物等の名称は、法第13条第1項第4号ロに

☐ 該当する

商標権者の氏名又は名称：

登録商標：

指定商品又は指定役務：

商標登録の登録番号：

商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日を含む。）：

☒ 該当しない

(2) 法第13条第2項該当の有無（(1)で「該当する」欄にチェックを付した場合に限る。）

☐ 法第13条第2項第1号に該当

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

☐ 法第13条第2項第2号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

☐ 法第13条第2項第3号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

[REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]